

第十九回 参議院地方行政委員会會議録第七号

昭和二十九年三月八日(月曜日)午後二時二十三分開会

委員の異動

本日委員西郷吉之助君辭任につき、その補欠として伊能繁次郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 堀 末治君
館 哲三君

委員

伊能 芳雄君
伊能繁次郎君
小林 武治君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
松澤 兼人君
笹森 順造君
加瀬 完君

國務大臣

塚田十一郎君

政府委員

自治庁次長 鈴木 俊一君
自治庁行政部長 小林与三三君
自治庁財政部長 後藤 博君
事務局側
常任委員 福永与一郎君
常任委員 伊藤 清君
常任委員 伊藤 清君

○本委員会の運営に関する件

○地方行政の改革に関する調査の件
(昭和二十九年地方財政計画に關する件)

○委員長(内村清次君) それでは只今から地方行政委員会を開会いたします。

委員のかたへにお諮りすることがございますが、只今委員会開会前に委員長、理事の打合会をいたしまして、公職選挙法の改正小委員会、これに付託します法律案及び又その審議日の件につきまして御相談いたしました結果として、審議日は本委員会の審議日であり、審議日は本委員会に開会をしまして審議するということに一度きりいたしました。同時に只今付託すべき法律案が四件出ておまして、この四件の法律案は一応本委員会で提案理由の説明を聞く、この日にちを明日に聞くことにいたしました。それから小委員会の方で審議をして頂く、こういうふうなことでございまして、この法律案の案件を公報に明示するために、先ず選挙関係の法律案を申し上げますと、公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第七号)、次に公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第七五号)、それから公職選挙法の一部を改正する法律案(参第五号)、市川房枝君外一名提案(参第五号)、市川房枝君外一名提案、政治資金規正法の一部を改正する法律案(案第一〇号)中村高一君外十九名提出、この四つの法案を選挙法改正の小委員会に審議せしめた上、報告せしめることに御異議ございませんか。
〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(内村清次君) それではそのように取計います。

○委員長(内村清次君) それから自治庁長官に、只今までに政府の方から提出が予想せられて、未だ提出されておらない地方自治法の一部を改正する法律案、都道府県の職員の退職年金法、及び退職一時金の基礎となる在職期間等の通算に関する法律案、町村職員共済組合法案、地方公務員法の一部を改正する法律案、地方財政平衡交付金を改正する法律案、地方財政平衡交付金がまだ提出されておらず、実は昨日青木政務次官の方から、地方税法の一部を改正する法律案の予備審査をこちらのほうにして頂きたい。衆議院の關係ですが、こういうような申込みもあつておりますが、これは参議院の議運のほうでは、地方税法の一部を改正する法律案は税法関係の法律案は一括して本会議において提案理由の説明を聞き、質疑をいたして委員会に付託する、こういうことになつておるわけですが、委員会に付託をされまうとしても、只今申し上げました法律案が関連した法案もありまうから、これが出揃わないとなか／＼委員会での円滑な審議ができないという状態で、委員会としては非常に迷惑に感じているので、いつ頃これが政府のほうで提案されるか、この点一つ御説明願いたい。

○國務大臣(塚田十一郎君) 大変関連法案が遅れ／＼になつて恐縮をしてお

るのでありますが、自治法の一部を改正する法律案は大体において要綱が内部的にまとまりまして、最終の調整を若干加えるということになつて参つておるのであります。平衡交付金法の一部を改正する法律案はそれよりも更に進んでおりまして、極く僅かの点が残つておるわけでありまして、それから公職員法と財政法はそう大きな問題ではございませんが、財政法は行政整理のことに若干関連した部分が実質的な問題であると思つております。いつ頃になるかわかりませんが、どうしてもこの法案の成案が十分間に合いませんとすれば、せめて要綱だけでも早く資料としてお出しまして、御審議の役立てたいと、こういうふうな考えております。

○島村軍次君 自治庁長官にこの問題についてはつきり御認識を願つておかなければいかんのは、税法と自治法と財政法を一括して本会議へ上程して、そうしてその結果によつて審議する、こういうふうになつておるのです。だから審議は進みませんよ、要綱ぐらゐのことでは……。だからつきりいつ頃出るということを早くお見通しをつけて頂かんと、審議が参議院のほうは見通しはつかんことになる。そこで自治法はおよそいつ頃の予定でござい

○國務大臣(塚田十一郎君) この中で一番実質的な問題があり、一番遅れるかと思ひますのはやはり自治法だと思ふのであります。地方財政平衡交付金

法の一部を改正する法律案はもうじきにまとめられまうと思ふのでありまして、そのほうはまとまればこの成案は法制局関係の段取りもさうひまが要らないと思ふのですが、自治法は問題が問題だけに、法制局に参りまして、もう少しひまが要るかと思ひますので、極力急ぐつもりにはいたしておりますが、早急というわけにはいかんような段取りでござい

○島村軍次君 そうすると、委員長にも併せて希望なり意見を申し上げておきたいのですが、自治法の改正は議運できまつたようであり、一括するとして、非常に延びれば、あとのものをそのまま放置しておいて、それが出てからということになると非常に遅れると思ふ。そこで税法の問題だけを取上げて税法と財政法だけを切り離して本委員会に先き審議されてはどうか。こういう問題については理事会でお諮り願つて至急に御決定願つたほうが私はいいのではないと思ひます。

それからもう一点自治庁長官に、只今の事情はわかりましたが、三月の終りになつて自治法が出るということになると、これは府県としては若し分割すれば、大よその見当はつくでしょうが、税法と財政法だけを先にやるということについて今の情勢ではいかんことになつてゐる。従つて自治法の問題を切り離すかどうかということは、地方の財政なり税法に非常に関係があることとなつてから、自治法が三月の終りに出るようなことになれば、これは延

びてしようと思つたのです。そこで大よその見通しは三月の二十日なら二十日というふうなふうな責任を持つてお話ができるかどうか、自治法の問題……。

○國務大臣(塚田十一郎君) 大体財政平衡交付金のほうはもうお出しできる段階になつて参つておりますから、それでこれを早速に出しまして、そうしてこれと税法とで御審議を開始して頂いて、自治法の方は二十日までで何とか、衆議院のほうもありませんので、遅くなるかも知れませんが、もつと早く出せるよう極力努力いたします。

○島村軍次君 委員長の方は大体どういうようなお考えですか。
○委員長(内村清次君) 私のほうは確かに今島村君のおつしやる通り公布の期限あたりを勘案しますと、もうこれは審議上非常に遅れておつて或いはその公布の期日までに間に合うかどうかということは見込がつかない。ただ問題はこれはまだ付託されておらないのだから、ここに自治法から話がないわけですから、いまだ未定法案で、勿論これは議員の手許には法案として出ておりますが、やはり議運のほうでこれは本会議に上程すると決定しているのですから、議運のほうでどうしてもやはりこれは考へて、そういうような事情を政府のほうで官房長官から一応議運に言つてもらつて、これは議運のほうで解いてもらわない限りは、こちらのほうはどうしようもない。委員会としては非常に心配しているだけの問題です。心配しているから特にあなたのほうに委員長から予定日を聞いて、これでいいですかというようにこつちから言つたような次第であつて、そ

れは当然あなたのほうで御心配なさつて、やはり官房長官あたりに代弁さして、議運のほうに申込んでもらわなければ困りませんか、私たちの側から心配しているわけですよ。
○島村軍次君 蛇足のようですけれども、地方自治法の改正は非常に財政法と税法関係と関連があるので、これは今委員長の御話のように、議運でそうきまつて頂かないと、切離すなら切離すなり、政府の方針をきめられて、至急に善処されんことを希望いたします。

○國務大臣(塚田十一郎君) これはそれで我々とも相談いたしまして、そのように極力議運の御了解を得るようになつて存じます。

○堀末治君 長官よくおわかりの通り、ここには警察法という大きな問題がかつておる。それでそれから、あれといふと終んで来ると思つた。こつちにもあつちにもやつておられないものが多から、この前の税法の改正以来の大きな改正で、大分議論があるわけですから、できるだけ一つ都合して、早く本会議に上程されるようやつて頂きませんか、ちよつと面倒です。問題がなければいいですが、相当御承知の通り多いですからね。そうすると何となく、二十日なんと言つたら遅すぎるので、早くやつてもらわな

いと……。
○秋山長造君 先ほどの島村委員の御発言に関連するのですが、普通の場合なら地方自治法の単なる一部改正というふうな問題と税法と財政法なんという問題とは切離してやつても大して差支ないという場合もあると思つたので

す。ところが現在伝えられている自治法の改正の内容というのは相当重大な内容が伝えられているのです。特に先日の委員会でもちよつと長官の御見解を質したように、地方自治の一番中心と言いますか、根幹と言いますか、それほどの比重を持つてゐる知事の公選制を廃止するとか、或いは廃止しないまでもそれへの足固めくらいは今の自治法改正でやつておくのだというふうなことさえも伝えられているし、又その他中央の行政改革の問題と関連して、中央地方の事務配分の問題、又地方団体相互間の事務配分の問題であるとか、いろいろな点において単なる一部改正でなしに、相当大幅な、画期的な改正が行われるというふうなことも我々は聞いておる。それだけにやはり非常に財政面にこの自治法改正の内容というものが響いて来ると思つた。どうして先ほどおつしやつたように、切離すとか切離さぬというふうなことは、これはまあ極めて便宜的な問題でありまして、我々としてはやはり本筋の進め方を極力やりたい。又やるべきだと思つたので、自治法の改正につきましても、一つ昼夜兼行でお急ぎになつて、今の目途として何日くらいまでに出来るかということを一応もう一度聞いておきたいと思つた。

○國務大臣(塚田十一郎君) 私もそのように感じますので、これは担当の行政部の事務の進め方をもう少し検討いたしまして、お答えいたしたいと思つています。

○島村軍次君 私も蛇足であります。が、今の問題を補足したいと思つたので、自治法の改正というものがやはり基本になるのですから、むしろ財

政法や税法はあとで、自治法の改正というものを主体にして考えれば、我々は切り離すべきでないという考え方に立たざるを得ないと思つたのです。そういう意味で一つ御検討願いたいと思つた。

○委員長(内村清次君) それでは議題に入りまして、昭和二十九年地方財政計画に關する件を議題に供します。前委員会ではこの三党協定、今回の予算修正の項目に対する地方財政計画に影響を及ぼす諸点について質疑が行われておりますが、それに関連いたしまして……。

○秋山長造君 この前の委員会で財政部長から一応三党修正の内容を極く事務的に説明願つたんですけれども、この問題はやはり予算委員会等におきましても大きな政治問題として取上げられておりますし、又本年度の地方財政計画に対して相当な変動のある問題でありますので、この際自治法長官から一つこの三党修正の問題について詳細なる御説明をお願いしたいと思つた。

○國務大臣(塚田十一郎君) まあ詳細な説明は、どういふ点を細かにというお考えでいらつしやるのでありましようか。内容の説明は恐らく私が申上げるよりも財政部長から申上げたことの方が詳細ではないかと思つたのでありますが、ただまあこういう修正が出て参りますので、これが本きまりになりますので、いささつてありますけれども、私も修正の意見が衆議院側に出た参りましたから非常に心配をいたしました。何にいたしまして、今、今の地方財政計画が大体の数字を

もうきめてしまつてから、いろいろな点で地方財政に更に困難が加わるような修正、例えば税法の中の固定資産税の面の修正でありますとか、そういうものがたくさん出て参つておるわけがあります。それから例の揮発油増徴税の四十八億の紐付きの問題とか、だんだん地方財政計画に困難が累加して参つて来てるような状態なものでありますからして、又今度の修正でそれが一層しわが寄つて来るというふうなことは、もうとても地方財政計画として自分としては責任を持ってないということを強く閣議においても発言をいたしまして、御承知のように当初約二十八億くらいはどうしても地方財政負担が出て来るだろうという見通しの当初の修正予算を、まあこのようにな点で漸く解決をしたというふうになつておるわけでありまして、

まあ、この計画では一応地方財政の負担増が四億一千二百五十一万円といふことになつておるわけでも、まああつちも地方負担のからないといふ形でこれを処理して持つて行きたい、こういうことでこの問題を一つ運営の上で善処して参りたいと今は考へておるわけでありまして、なお、個々の点がどういふ考へ方であるかというふうなことでありますれば、お尋ねを頂いて、更に重ねてお答えを申上げたいと存じます。

○秋山長造君 今の最後の問題ですが、その点を更に御説明願いたいと思つた。

○國務大臣(塚田十一郎君) 最後の点とおつしやいますのは、この四億の負担増をどういふ工合に解決したらいいかということ、これは御承知のように

いて自分も異論はない。極力協力して行くつもりであるが、それならばなお更に一層今までの財政計画の上にあつた宝だけはとにかくここで埋めて行つて、そして埋めた上で今度全体を眺めると、國の方針と歩調を合して緊縮をせよ、という方針には非してもらわねば困るといふことを繰返して、強く大蔵省と折衝しました結果が今度のことになつたわけ

けでございす。只今の若木委員からの御指摘は二十八年自体が調査会でも指摘のように非常に穴のあるものである、その上に二十九年度の財政計画を積立ても満足なことができないのじやないかというお尋ねであつたようでありまして、その二十八年の土台の悪いところ、腐つてゐるところは実は不完全ではありましたが、二十九年度は先ずそれを直して、その上に積重ねを行つたということになりますので、これは財政計画の過去何年か立てて来た前年度の既定財政規模の上にプラスマイナスして行くという行き方は、ちよつと今の段階ではこの方法によらないと数字の出し方が適切な方法はないものでございす。その点は踏襲をしたわけでもございすけれども、今申上げるように、その点は踏襲しながらも直すべき点は直して、そうしてその上に最近のやり方でプラス、マイナスをして、それにプラス、マイナスの方針と合せた緊縮を盛込んだ、こういう考え方でゐるわけでありす。

○若木勝蔵君 そうしすというのと、今のこの大臣の答弁を考へて見ますと、これはまあ昨年度において穴のあいておつた、いわゆる既定経費の是正額として百四十九億圓を考へたのだが、これで調査会の指摘した分に比べられし、一応そういう点は十分穴埋してその上に立てた、こういうふうな御答弁であつたようでありすけれども、これは確かにそういう面は一部私は考へられると思ひます。併しもつと根本的にそういう穴がどこから來てゐるかというのを考へて行つたときに、これは地方の本当のいわゆる基準財政需要額の上に立つて、その上に立つて平衡

交付金なり、そういうものを交付してやつて来たかどうかという問題が私にはあると思ひます。その問題を考へずして、ただ単に算入漏れであるとか、算入不足の分を入れて見たところで、これは一時のいわゆる穴埋めであつて、弥縫策であつて、根本のものは解決されない。やはり二十九年度においても在来と同じようなこの問題が残つて來てゐる。赤字が再び又考へられる事態が来るのじやないか。こういうふうな考へますので、どれだけの一休さういふ方面に対する自治庁としては検討を加へられたか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) その点は、実は先般例の知事公選制の御質問を受けたときに、こういう考へ方を私が持つに至つた理由の一つとして申上げたことと記憶してゐるのですが、実は御指摘になられた通り、私もこの財政計画で果して二十九年度以降は赤字が出ない地方財政の現状というものが出來るだらうかということになると、非常に実は疑問を持つわけでありす。そこでそういう問題が、つまり地方財政の赤字と言ひましても、御承知のように全部の地方団体が同じ比率で赤字を持つてゐるわけではありせんので、特殊の団体に赤字が出てゐる。而もその団体の数がだん／＼多くなり、その金額もだん／＼殖えて來てゐるという現状になつてゐると思ひます。そこでその原因がどこにあるかということ考へましたときに、勿論一部分はこの是正された穴からも來てゐると思ひますが、まあそれはそれで直す。それからもう一つの部分はやはり地方団体の相互間の配分が十分でなかつたという点

にもあつたと思ふのでありす。その点はかなり今度は財政計画、税制計画を通して相当程度一応是正はして見た、こう思つてゐるわけでありす。全体の足りない部分をこういうふうにする程度に補ひ、それから配分の点のまあ是正をしてみて、どんな場合に今度の二十九年度の地方財政の現状が個々の地方団体について出て來るかというのを実は私も非常に期待を持つて計数を弾きながら考へてゐるのでありすが、どうも私が当初考へておつたように、これですつぱりとどこにも赤字が出ないという実情が出來るかどうかは、これは私も疑念を持たざるを得ない状態になつてゐるのでありす。ただそこそこから参りますと、あのときも申上げましたように、実は今の自治団体のあり方、機構、そういうものにも若干の原因があるのじやないかということ、その面ももう少し考へてみなければならんじやないかと、まあこういう感じを實はいたしておるのでありす。かた／＼この機会に、それから又昨年申し／＼過去

の赤字はこの機会に整理をしたいといふことを強く申上げておつたのでありすが、これは実は實現できておらんのであつて、私も努力の十分でなかつた点に申訳ない気持ちを持つてゐるのでありすが、一つは財政金融計画がこういうふう非常に詰つたといふことと、かた／＼今申上げたような一応の手を打つてみたからどんな場合に結果が現われるかといふことを見た上で、もう一度一つ考へ直すといふことも一つの考へ方であるなという感じが、以て、一応この点は見送ることになつておるのでありす。併し將來の問題と

しては、過去の赤字は是非これで行けるという見通しが立つたならば、又その見通しを、足りない分があるならば今後とも立てて、一緒に整理をして、財政状態をすつきりしたいといふふうに考へてゐるわけでありす。

○若木勝蔵君 私もその点を、過去の赤字というふうなものをどういふふう整理されるかといふことについて伺ひたいと思つたのですが、今の御説明で大体わかりました。ところが、併し今の御説明では非常に私は頼りない。そういうふうな感じがするわけでありすが、もつと的確な、自治庁としては今二百億と言われ或いは五百億と言われてゐるのでありすが、この問題をいつか解決することが自治庁の一つの大きな責任の問題ではないかと、こういうふうにも考へられるのでありす。

これは税収の相当増を見ておられるものである。これは果して見積られたごとくに地方税の収入がそのように増額されるかどうかといふことは私は問題であると思ふ。これは地方税の税収額としてあなたのほうで考へられてゐるのは三千四百七十四億、これは見積り過大ではないかといふことは、これは知事會議あたりでも相当心配してゐる点であるし、同時に又調査会あたりの見方もせい／＼三千二百億ぐらいの程度のものでないか、こういうふうな見方をしておる。これが若し見積り過大であるといふことになれば地方財政計画というものはがらりと崩れて來るし、地方財政も非常に苦境に落ちて來るというように考へられるのでありすが、これだけの見積りをされた根拠、この点について伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) そういうふうな点はちよつと財政部長がおりますから御説明申上げますが、全体としての感じでは、私は今年の税収に關してはむしろそんなに無理をして見積つてあるといふよりも、幾らかまだゆとりも出るのじやないかという感じを持つて見てゐるわけでありす。これは國の税収も私も見まして、幾らかまだゆとりを見てゐるのじやないかといふ感じが持つてゐるのじやないかといふ感じ、従つて國の税収を基礎にしていつも出て参ります。我々のほうも相当程度、相当程度と言ふほどには参りませんが、そんなにこの数字よりも欠けて來るといふことにはならんじやないかという感じを持つてゐるわけでありす。ただその中の個々のものについて、或いは相当地方団体において

この税法通りの繰に強力に徴収を進めて行かないと予定通りに行かないというのを出て来るかも知れませんが、計画自体にはそう無理をした見積りはない、という感じであり、なお財務部長から詳しく御説明申し上げます。

○政府委員(後藤博君) 徴収のうち、例えは府県税で申しますと、大きな税は府県民税と事業税と遊興飲食税であります。そのうち府県民税は市町村税に集つております。これは前年の所得を基礎にして計算をしており、私どもでは過大見積りにはなっていない。これは大蔵省の実際の本年の徴収の実績を基礎にしてやつておりますので、それから事業税であります。これは先ほど長官が申すように、これは法人事業税につきましては国の法人税を基礎に持つて参つております。従つてこれは私も大分圧縮されたものが法人税のほうに出ておるよう考へておりますので、これも過大見積りにはなっていない。それから遊興飲食税であります。これも昨年と比べまして、これも大分いいのではありませんか。ただ市町村税の中で市町村民税は、先ほど府県民税で申した通り、前年の所得を基礎にしてあります。ただ法人税制は本年の所得であります。これは法人税を基礎にしており、その見積り過大になつていないと思ひます。ただ固定資産税だけが一つ問題があるかと思つております。固定資産税は土地、家屋とも二十八年度よりも二十九年度に多少平均価格の引上げを考へております。従つて平均価格を引上げておいて、そ

うして税率を落した恰好になつております。その間約九十八億の増収を見ております。これは勿論自然増もこの中には入つておりますが、固定資産税だけが多少問題があると言へばあるのではありません。それ以外の税は大体国税の所得、国税の本年及び来年の見込を考へておりますので、その増収は見積り過大にはなつていない、私は十分この程度の収入はあるものと、かように考へておる次第であります。

○若木勝蔵君 お見込の通り行けばこれは結構なことだけれども、とにかく他のほうから批判的に見ても少し見積り過大でないかという点があるのではありません。十分この点は一つあなたたちのほうでも考へてもらわなければならぬことじやないかと思ひます。それで、だん／＼細かな点に入つてお聞きしたいと思つてございしますが、それは先ずこの計画を立てる上に一応考へられたことは、大臣の説明の要旨の中にもあります。いわゆる人員の整理という問題であると思ふ。これにつきましても、先ず一般職員の人員整理であります。先ず一般職員の人員整理につきましてもパーセントをきめてあるが、これらについての根拠が、これを伺いたいと思ふ。

○国務大臣(塚田十一郎君) 今資料を取寄せて細かく申上げますが、大体の考へ方として細かく申上げますが、一般職員の部分は大体国と歩調を合せる。それで国の全体の平均がどれくらいになつていくかということと歩調を合せて大体の目安をつけておきまして、その率、この辺にはこの程度の率という

ふうになつて、総合的に眺み合せて行つて最終的な数字というものを考へて参つたわけでありまして。それから、これは教育職員の部分につきましては、これは当初は別の考へ方をしておつたのであります。文部省側の意向を聞いた結果、やはり現存するものを整理するということとは非常に困難な段階にあるだろう。と申しますことは、若しそういう

都合にいたしますと、現在の教育職員、中小学校の職員の定員はやはり一応今の学制というものを基礎に置いて定められた考へ方から、それを根本的に直すことなしに数字だけを例へば理論学級一学級あたり一・八を一割落す、一・五を一割落すという考へ方ではないであらうかというのを文部省側が主張してございまして、尤もだと思ふ節があつたものであります。それから、それでは一体現在実員がどれくらいあるだろうかということを検討いたしまして、そしてその実員を考へ、それからその実員に對して実員だけではないけれども操作ができるものであります。それから、実員に對しては約一〇の余裕を見て、欠員の余裕を見てその上に今年新しく児童数の増加によつて増加しなければならぬ数字として、その二つを合算して、それをベースとして、そこで一応の二十九年度の定員を考へておこう、あとは本質的に今度考へ直した段階にそれと又別の考へ方をするなら、一応この通りにしておこうということ、教職員の部分の定員の数というものを算定したわけでありまして。

○若木勝蔵君 先ず私の質問した第一点は、長官の説明されたこの要旨の中にもあるわけですが、道府県及び五大市の一般職員について五・五％、市の一般職員五％、町村の一般職員は平均一・七％の整理を見込むと、こういう五・五％であるとか、五％であるとか、この数字は何によつて一体出されたものであるか、その点を伺つておるのです。

○国務大臣(塚田十一郎君) この点は先ほど御説明申上げましたように、国の大體の制度と、それからして国の整理率と、その国の整理率をはじき出した資料があるわけですが、簡単に申上げますならば、国の国家公務員のいろいろの整理可能な度というものを頭に置いて五段階に分けて、そして例へば本省に於いては一般官吏の職員ならば相当程度の整理ができるだろうと考へられるからこの点は二割、二〇％、それから只今の末端の学校の先生方でありまして、それから病院の看護婦さん、お医者さん、そういうところは殆んど整理が困難ではないか、又検査の検事、そういうものは最低の率の二％というふうな整理率を頭に置きながら五つの段階に分けたわけですが、そして各省の大體の整理の予定人員を出して、その上で、その上では言つても個々の部分は、絶対に削れないという部分は、その省の意向を聞きまして、当該省の意向を入れて逐次そのはじき出した数字から減じて参つたわけでありまして。そして国の全体の整理率というものが出来たわけでございます。そこでまあ地方の職員の場合においてもその点で一般の国の整理率を頭に置きまして、同じような考へ方

です。つとこの府県市町村のいろいろの職員、整理の率というものを頭に置きまして、それを総合して行つて全体と数字を見たのがこの五・五％という数字になるわけでありまして、ですから五・五％という数字は一つは国の全体の今申上げたような結果として出て来た整理率を頭に置き、一つはその国の整理率を出すときに考へた考へ方を基準に置いて、両方から寄せて来て大體この辺だということ、五・五％という数字を出した。こういうふうな御了解願ひたいと思ひます。

○若木勝蔵君 そこで、問題は国の整理率という問題になつて来るのであります。これは一つの行政を進めて行く上において、まあ合理的に考へましてこれだけの定員、これだけの人員というふうな方面から行けば、それは私は間違いないものだと思ふのです。ところが私の心配する点は何か衆議院の予算委員会でも大臣は答弁されておるようですが、公務員一人整理するといふと二十万要する、そうすると十五万整理すれば三百三十億ですか、これだけのものが要する。そういうふうなものをいふのは一兆円予算の枠内から繰出すというふうな考へ方があれば、これは非常に問題だと私は思ふのです。が、やはりそういう点もあるのではないですか。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは行政整理をいたします一つの考へ方に、この国民負担が非常に重くなつていくと、従つて国費をできるだけ節約しなければならぬという考へ方もあるわけでありまして、併しその考へ方だけで今度の整理をいたしたわけではないのであります。やはり行政整

理は国民全体に役人が多過ぎるというこの直覚的な見方、考え方をしている。我々も部内で見ても、もう少し人間を減らしても、もう少し頭張つてやつたならば、減らした人間を以て能率を落さず、従つて国民に對するサービスを低下することなしに行政機構の運営、行政事務の運営というものがやつて行けるのではないかと、このように考えられます。ですから、その両面を頭に置きながら整理人員というものを出したわけであり、また、そのうち、重点はむしろ国民のそのうち、役人が多いという感じに、私は整理をいたします場合には重点を置いたものでありまして、これだけで以て費用を節約しようという点には第一次的には重点は置いておらず、かつたわけでありまして、今年には特に緊縮予算でありまして、行政整理の面におきましては、先般の衆議院の予算委員会でお答えいたしましたように、今年にはほんの三、四億という程度の予算の面のプラス縮減しかできなかったわけでありまして、これが平年度化した場合に、大体国の場合には百五十億くらいという今計算上の数字を持つて、いるわけでありまして、そういうような状態でありまして、繰返して申し上げますが、国費を節約するということは第一次的には今度の整理には重点に置いておらず、かつた。もう一つの側面的な証拠といたしましては、退職金でありますとか、それからして待命制度、それから年次計画というものも考慮に置いて、現実の整理が無理なく行われるように、いろ／＼な計画を総合

的に考えた点でも御承知頂けると思うわけでありまして。
○若木勝蔵君 更にその点について伺いたしますが、そういうふうにしていわれるこの整理されたところの人間の行き場所と言いますか、それがどこに落着くかというふうな点について政府としてはどういふふうにお見通しを持つておられますか。
○國務大臣(塚田十一郎君) これは過去幾度かの整理においても同じように問題になつた点であると思つておられる。又過去幾度かの整理においても同じような手をい／＼打つたわけでありまして、これは行政管理局長官としての私の考え及ぶ問題でもありませんし、又従つて私だけが負わなければならない責任ということでもない、内閣全体として当然考えらるべきものと思つておられますが、ただ行政整理を担当する私の立場として考へられます最大の点といたしましては、一つは内部でできるだけ配置転換をして行く。それから整理をするときに成るべく困難のない人を選んで行くというふうなことも考へるわけでありまして、それからやめられたかた／＼に職業指導の面で労働省の力を借りてお世話して行く。又再就職の面のお世話をして行くというふうな、一応行政整理の担当長官として考へられるだけの方法は併せて考へまして、これらの人たちがとにかく成るべく近い将来に安定した生活の途を得られるようにというのを考へておられるわけでありまして、併し、それから先の大きな全般的な問題といたしましては、これは私は國全体の産業政策、人口政策、そういうものに繋つて行くと思へますので、

これは、内閣全体の方針として閣員の一人として努力をして行きたいと、この感じでおられるわけでありまして。
○若木勝蔵君 それでは次に教職員の整理の問題につきまして、少し細かくなりたいと思つて、財政部長のほうに伺いたいと思つて、これはあなたのほうから出されたところの資料に基いて伺つて行きたいと思つておられますか。
○國初第二十一号ですか、それから自己財源第八号、昭和二十九年の二月二十三日に文部省事務次官、自治庁次長、この方面から各都道府県知事、それから各都道府県教育委員会に出された通牒であります。地方公務員の人員整理に関する閣議決定に伴う小・中学校教育職員の取扱について、この資料に基いて伺いたいと思つておられますか。先ず、この問題で一番うしろのほうの別紙参考資料、こゝで伺つたら非常にはつきりすると思つておられますか。これによりまして、従来の方式と今回の方式と二つに分れておられる。従来の算定方式によると、定数の定数といふものは、いわゆる小学校は児童数に五十分の一・五、これはたしか五十八人という理論學級に對して教員を一・五置くことだと思つておられます。それから結核の補正、三十三万六千六百五十八人、中学校も同様にして計算が出ておられる。ところが何として同様の方式によつた場合に二十九年度はどういふふうになるか、こゝういふふうなことが出ておられる。そうすると、小学校においては二十八年度のこの既定数が三十三万六千六百五十八人、これに對して三十五万三千九百六十九人という非常にこれは殖えることになる。中学校も同様でございます。ところが今回の算定方式によ

るところの定員数というものは遙かにそれを下廻つて来る。つまり先ほど大臣からも説明がございました通り、二十八年度の定員、これに對して児童の増加に伴うところの定員の教員数の増加、それから欠員の一定の見込み、こゝういふことになりまして、三十三万一千二百八十七人になる。これは前の計画に比して一万余人、これは非十六人で約五割減つて来る。これは非常に私は定員の問題として大きな問題だと思つておられます。五割減つて来るというところは……こゝういふふうなことは、いわゆる自治庁であるとか大蔵省であるとかいふふうな方面で単独に決定するべきところの問題ではないと思つて、いわゆる財政の上からこゝういふことを決定すべきものではないと思つて、教員の定員を確保するといふことは教育上非常にこれは重要な問題でございます。ところがこゝういふところの今回の算定方式をどうしてとられたか。その間において文部省或いは大蔵省、自治庁の間でどういふふうな一つの協議が行われたか、そういう経過について先ず伺いたいと思つておられます。

○政府委員(後藤博君) お説の通り二十八年度と二十九年度の算定の方式を変えたのでありますが、これは二十八年度から義務教育費半額国庫負担法が施行されましたので、実際の実績といふものがはつきりわかつて参りました。それから定員も実績もはつきりわかつて参りました。従つて我々財政計画としては現にあるところのものを基礎にして財政計画を立てることが必要である、かように考へまして、当初から実員を中心にした計画に置換えたのであります。その間文部省及び大蔵省

それ／＼に勿論相談をいたしておりました。この点については別に私どもも強い反対があつたとは思つておりません。ただ抑制する人員につきましては、いろいろ意見があらまされたけれども、方式そのものについての意見が、こゝう強い反対意見があつたように考へていないのであります。で、財政計画を中心にして増員を考へ、こゝうしてそれに欠員数も加えたものをとつて行くことが私どもはいい方法ではないか。理論定員数につきましては、問題のあるところでありまして、理論定員そのものにつきましては、私ども問題があると思つておられます。従つて一応あるべきものとして考へる場合には定員を基礎にして、理論定員ではなくて実学級数を基礎にしたところの増員を考へて行くのが筋ではないか、かように考へたのであります。理論定員一点張りで参りますと、いろいろの問題が個々の府県で起つて参ります。従つて私どもは文部省に早く定員をきめてもらいたい、こゝういふ要求をしておるわけでありまして、その定員というのは理論學級数を基礎にした定員ではなくて、実學級数を基礎にした定員をきめてもらいたい、こゝういふ要求を求に對して私どもは財政計画としても実員を基礎にして、その上に推定実學級数を基礎にした増員分を考へて行くという方式のほうが、より地方団体の財政需要に近くなつて行くのではないかと、かように私どもは現在考へておるのであります。残念ながら文部省のほうで定員をきめるというはつきりした

これは、内閣全体の方針として閣員の一人として努力をして行きたいと、この感じでおられるわけでありまして。
○若木勝蔵君 それでは次に教職員の整理の問題につきまして、少し細かくなりたいと思つて、財政部長のほうに伺いたいと思つて、これはあなたのほうから出されたところの資料に基いて伺つて行きたいと思つておられますか。
○國初第二十一号ですか、それから自己財源第八号、昭和二十九年の二月二十三日に文部省事務次官、自治庁次長、この方面から各都道府県知事、それから各都道府県教育委員会に出された通牒であります。地方公務員の人員整理に関する閣議決定に伴う小・中学校教育職員の取扱について、この資料に基いて伺いたいと思つておられますか。先ず、この問題で一番うしろのほうの別紙参考資料、こゝで伺つたら非常にはつきりすると思つておられますか。これによりまして、従来の方式と今回の方式と二つに分れておられる。従来の算定方式によると、定数の定数といふものは、いわゆる小学校は児童数に五十分の一・五、これはたしか五十八人という理論學級に對して教員を一・五置くことだと思つておられます。それから結核の補正、三十三万六千六百五十八人、中学校も同様にして計算が出ておられる。ところが何として同様の方式によつた場合に二十九年度はどういふふうになるか、こゝういふふうなことが出ておられる。そうすると、小学校においては二十八年度のこの既定数が三十三万六千六百五十八人、これに對して三十五万三千九百六十九人という非常にこれは殖えることになる。中学校も同様でございます。ところが今回の算定方式によ

るところの定員数というものは遙かにそれを下廻つて来る。つまり先ほど大臣からも説明がございました通り、二十八年度の定員、これに對して児童の増加に伴うところの定員の教員数の増加、それから欠員の一定の見込み、こゝういふことになりまして、三十三万一千二百八十七人になる。これは前の計画に比して一万余人、これは非十六人で約五割減つて来る。これは非常に私は定員の問題として大きな問題だと思つておられます。五割減つて来るというところは……こゝういふふうなことは、いわゆる自治庁であるとか大蔵省であるとかいふふうな方面で単独に決定するべきところの問題ではないと思つて、いわゆる財政の上からこゝういふことを決定すべきものではないと思つて、教員の定員を確保するといふことは教育上非常にこれは重要な問題でございます。ところがこゝういふところの今回の算定方式をどうしてとられたか。その間において文部省或いは大蔵省、自治庁の間でどういふふうな一つの協議が行われたか、そういう経過について先ず伺いたいと思つておられます。

○政府委員(後藤博君) お説の通り二十八年度と二十九年度の算定の方式を変えたのでありますが、これは二十八年度から義務教育費半額国庫負担法が施行されましたので、実際の実績といふものがはつきりわかつて参りました。それから定員も実績もはつきりわかつて参りました。従つて我々財政計画としては現にあるところのものを基礎にして財政計画を立てることが必要である、かように考へまして、当初から実員を中心にした計画に置換えたのであります。その間文部省及び大蔵省

それ／＼に勿論相談をいたしておりました。この点については別に私どもも強い反対があつたとは思つておりません。ただ抑制する人員につきましては、いろいろ意見があらまされたけれども、方式そのものについての意見が、こゝう強い反対意見があつたように考へていないのであります。で、財政計画を中心にして増員を考へ、こゝうしてそれに欠員数も加えたものをとつて行くことが私どもはいい方法ではないか。理論定員数につきましては、問題のあるところでありまして、理論定員そのものにつきましては、私ども問題があると思つておられます。従つて一応あるべきものとして考へる場合には定員を基礎にして、理論定員ではなくて実学級数を基礎にしたところの増員を考へて行くのが筋ではないか、かように考へたのであります。理論定員一点張りで参りますと、いろいろの問題が個々の府県で起つて参ります。従つて私どもは文部省に早く定員をきめてもらいたい、こゝういふ要求をしておるわけでありまして、その定員というのは理論學級数を基礎にした定員ではなくて、実學級数を基礎にした定員をきめてもらいたい、こゝういふ要求を求に對して私どもは財政計画としても実員を基礎にして、その上に推定実學級数を基礎にした増員分を考へて行くという方式のほうが、より地方団体の財政需要に近くなつて行くのではないかと、かように私どもは現在考へておるのであります。残念ながら文部省のほうで定員をきめるというはつきりした

○政府委員(鈴木俊一君) そういう記憶は全然ございません。

○若木勝藏君 文部省のほうからは相談を受けたようなことはありませんか。これは平衡交付金あたりと関係し

て来るのですが。

○政府委員(鈴木俊一君) 私は直接そういう話は承つた記憶はございません。

○若木勝藏君 それではこの問題は恐らく文部省のほうからそういうふうな通牒が出ていると思いますから、こちらの方に全然そういうことがないとい

すれば、向うのほうに父伺つてみたいと思うのですが、差当つて私が伺おうとしたことはそれだけです、早急の問題で伺いたいのは、今度の第三次の補正予算で以て富裕団体に義務教育負担費を二十八億か何かやるというふうになったが、それは法律が審議未了になつたためにそうなつたわけです。とこ

ろが富裕団体のほうだけ頼んで、そうして現在において道府県に渡してあるのを、部面が少いたために三月の俸給も払えなないという所がある。これは全国調べてみると約十億、北海道は一億五千ぐらい足りない。この問題は自治庁としてこれは精算してくれるのかどうか、これを伺いたいと思います。

○政府委員(鈴木俊一君) これは御承知のごとく建前が実支出額を基礎にいたしましたして、その半額を国が負担をするという建前でありますから、従つて精算した上で当然国は出すべきものを、たゞ出さなきゃならぬわけにあります。ただその間の繋ぎをどうするかというような問題、只今御指摘のような事態が

現にございますれば、そういうふうな問題が起るわけでございますが、その

点は速かに文部省或いは大蔵省に私どものほうとしても十分連絡をいたしまして、遺憾ないようにいたしたいと考へる次第であります。

○若木勝蔵君 この問題は私は地方団
体としては、それだけでなく赤字が多
く出て困つておるのでありますから、
実際においてまあ北海道あたりで一億
五千万も不足になつていて俸給も払へ
ないというような事態は大きな問題だ

と思うのです。文部省はそのうちに何とかするだろう、大蔵省は何とかするだろうというようなことではいかんと思う。これは地方団体の財政上、自治庁としても急速にこの問題の解決に当つてもらわねけりやならん。必ずこれは地方財政のあれに餓寄せが来るのですから、地方負担に落されてしまふというふうなことがあつたらば大変な問題だと思うのです。今も御答弁がありました、十分その点を御警戒を願いたいと、こう考えております。

○国務大臣塚田十一郎君） 大體今次長からお答え申上げましたように、考え方としましては、実額ということを頭に置いてゐるわけでありますから、それが足りないというときには当然これはまあ負担をして追加をしなければならぬという關係になるわけであります。直接には文部省の問題でありますけれども、それが延いては地方財政に響いて来るところが大きいのでありますから、私どもとしましては十分關心を持つて文部省と協力をして、そのために地方財政が困難を生じないようにまあ是非努力をいたしたいと、かように考えております。

○島村軍次君 先の若木委員の発言にありました赤字解消といいますが、現

在すでに二百億と称せられ、三百億と称せられる赤字に対しての措置はしてなかつたということではありますが、實際問題として府県では繰上げをやつてその措置をしていると思うのであります。この問題は非常に重要な問題ですが、それは財政需要の是正に當つて、その問題はどうかというわけでお考えにならんのかということを一応伺つておきたい。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは今年の財政計画の上では一般的に考えられる原因というものは、大体まあ十分ではないのでありますけれども、ここでは正をして行つたつもりなのであります。例えば今までの物件費であります。物件費は御承知のように過去何遍か国の節約のときに何割というふうにして切つていたのであります。ところがだん／＼調べて見ると、その切るるときは国と同じ率で切つているのです。が、国のほうでは予算を組むときに物価の値上りや何かでちやんとそれは伸ばすべきところは伸ばしておいて国は切つてゐる。ところが地方のほうはそれの点が十分理解がつかないままに、伸びを見ないままに切るところだけ国と調子を合しておつた。そこで物件費も一つ国と歩調を合わせて伸ばすべきところだけは伸ばして行くと、このように考えまして、そのほかにそういう感で一般的に考えられる面は補正をして今年はまだ組んだわけでありまして、ただその国の場合と違ひますのは、先ほどもちよつと申上げましたように、三百六十億まあ二十八年度は赤字になるのではないかという想定をしてゐるのであります。が、三百六十億としましても個々の団体が同じ比率で赤字を出

してそういうようになるわけではないのでありまして、全部の団体が同じ比率になるわけではないのでありまして、それ／＼の団体に違つた形で出て来る。或るものは赤字にならない、或るものはむしろ黒字になつている、又或るものは赤字が出るけれども輕微である、或るものは非常に多い、そこでまあそういう赤字の累積をした数字がそういう工合になるものでありますからして、それ／＼の団体に於て来る赤字の実態というものをつかまえないと、恐らく是正できない部分が残つて来るのではないかという感じがまああるわけであります。ところがそのところまで行きますと、なか／＼つかまえないのでありまして、ただ全体としてそういうものが平衡交付金なりそういう調整資金の配分の上から来ると思われる面は、今度は財政計画、税制計画を通して先ほども申上げましたように併せて是正して行く。従つて今度の私どもが考えております財政計画の上では、この配分の上にも調整が加へられて、そういうものが相当程度今度は少くなるのではないかという感じを持つておるわけあります。

た最後の一点として先ほども申し上げましたように、それでは、これでどの団体も赤字が出ないように行けるだろうか、又出るとするならば、それは何政府としてももう少し面倒を見る必要がある原因のものだろ、うかどうだろ、うかと申しますことは、逆に裏から申上げますならば、今日国がこれだけ緊縮財政を組んでもおる時期でありますからして、地方もその程度は独自に緊縮の精神で以て、方針で以て赤字が出ないように努力してもらつて然るべきもの

でないだろうかと、どうも私とはつきりとつかめないのでありまして、むしろ皆さんがたにも率直に御意見が伺えるなら非常に有難いと思うのは、先般も私が申上げましたように、どうも今のよ

うなこの自治団体のあり方では、財政計画でどれだけ見てもやはりどこの団体かには或る程度の赤字というものは毎年出て行くことはいないだろうか。そうして又こういう行き方で行く以上は、だん／＼その赤字が殖えて行くといふ今までの傾向は、我々が赤字を出さなないという努力とは別に、やはり是正されずに行くのじやないだろうかという疑念を依然として私としては持つておるわけなんでありまして、その辺が機構の面にもう一度検討を加えて見なければならんのではないかという感に私を私が強く持つておりました一つの大きな要因になつておるわけでありま

○島村軍次君　そこで、今回の財政全般に亘る改正案について、例えば府県民税を創設して、現在の市町村でつづけている枠内で府県に移した。こういうことになるかと、勢い府県、市町村間の競合というものが將來の財政計画の上に出て来る。特にそのしわ寄せは市町村に来るといふような弊害が起きやすいものではないかと思うのであります。即ちこの膨脹財政需要といふものを国で考えておるといふような問題以外に独自で、例えば富裕府県においては特にそういう問題が考えられて、その結果はやはり交付税をやつても、或いは又交付しても、或いは税をこゝとしていふに配分を親心でしようとして、漸次に増加する傾向になり勝ちで

交付金を交付税にした場合においては、そういうふうな調整が困難になるから、なじやないかというふうな感じがいたすのですが、その点についてはどういふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは
の平衡交付金を今度のこの改正により
まして交付税にしまして、而もこの交
付税の場合には、今までの交付金法第
三条にありましたように、財政需要と
財政収入の差額を交付金の形で交付す
るというあの基本の考え方を一応今度
はやめましたわけであります。従つて
交付税の總額というものは、一応の考
え方といたしましては、國の所得税、
法人税、それから酒税のそれ〴〵の二
〇%という形でできちつと押えられてお
るわけであります。勿論本年度は若干
酒税だけは率が違つてあります
が、一応平年度におきましては、それ
れ二〇%、それでよく〴〵の減額、
不足が出て来ない限りはこれは個々の
ところはかまわない、従つてきまつた
總額の上で今までの平衡交付金制度
が持つておりました調整作用という
のを最大限に活用して行くという形を
今度はしましたのであります。まづ
この点はそれだけ地方が中央に依存す
るという考え方を氣持の上で打切つ
わけであります。併し打切ると同時
に、打切つて然るべき財政措置といふ
ものがしてなければならぬはずであ
りますからして、その面は今のたば
消費税でありますとか、そのほか或
は譲与税でありますとかという面で、
大体或る程度今後よく〴〵の事情の支
動がない限りはやつて行けるのでは

○島村軍次君　そこで、この府県と市町村間の競争の問題は、まあそういうふうな一つの考え方もできるだろうと思うのではありませんが、市町村民税が府県に分別れるということの結果は、今度の課税方法についてよほど考えなければならぬ問題は、財政需要を充たすために課税を成るべく余計にしたいという考えから、それはやがてこの大衆課税に強化されるというふうなことになる勝ちだと思ふのでありますが、実際問題として農村地帯ではそういうふうなことが事実問題としてよほど現われていくようであります、その是正方法と云うような問題について、税法の上で何かお考えになつておりますか、どうですか。これはまあ税の關係かもしれませんが……。

に質の上でも強くなつて参りますから、そういうことが起らないように先ほども申し上げましたように、総額は押えておく、あとは当該市町村の判断において、最も村民なり町民の間に適切と思われる方法で配分をして頂くのだ、こういうようにまあ考えておるわけでありませう。

○島村翠次君 重要な問題として残るのは、この地方制度調査会と言いますか、神戸さんが委員長であつた時分の

じではなしに、やはりそういふ本格的に、本質的に機構に関する部分はこれに、徹底的にやるならばやるといふのでなければ、中途半端にやつても意味がないし、又国会側の御了承も得られるゆえんでないというように考えますので、まあ一つゆつくりともう一度取組み直してみよう、こういう考え方であとに見送られておるわけであります併し考え方といたしましては、御指摘のような考え方は確かに持つておりますし、又は非のように努力したいと

の二分の一を見るのだからというので、二二％しか持つていない、義務負担が……。そこであとの残りは市町村。若しくは県費でその額をやる、いわゆる純県費で持つておるその額が率にしてまして約二四％に相当する、こういうふうになつておるわけです。これらの経費は一体今度の交付税の交付の際において計算上入れられておるのかどうかということが第一点と、それから実際に持つておる純県費である二四％の経費、まあ額にして約七億ばかりの経費

のようによい補助単価が得られる上に、而も人数が多くなっております。従つて府県の実果の予算とは異なつておりますから、持出し分がお説のように相当あると思つております。併し持出し分は一応計画内は入つておりません。

それから市町村に負担を下してやるという場合も私も聞いておりますが、この場合は市町村の負担は一応府県負担の建前になっておりますから、財政計画上は一応府県で負担をするという計算にしております。併しこれは

先ほどもお話がありました、そういう消費的経費でありますとか、それから又投資的な経費でも、府県が市町村に負担を下してやるものが相当ございします。そういうものが相当ありますので、我々は起債の面等の計算におきましては、やはり地方負担に下した分は市町村のほうで見るといいたしております。

それからこの消費的な経費につきましても、やはり交付金の配分の際に現実の財政計画よりも市町村のほうに多少多く廻して交付金の配分をいたしております。これは特別交付金でございする操作をいたしまして、できるだけ府県の市町村に寄せるしわを少くしたい、かような措置をとつておる次第でございます。

○島村軍次君 この問題については、塚田長官は三党協定のいきさつをよく御承知だろうと思つておりますが、今お話のように、現実の数字というものがから見ると、府県においてもすでに持出し分が七億二千万円で、パーセンテージすると二四％を見ておる。而もそのほかにまだ三億三千というふうな経費を見て、市町村の財政は自治庁ではおわかりになつておるとは存じますけれども、この経費は非常な地方の負担なんです。むしろ今の農業改良助長法による制度そのものについての批判は、この方面からいへば、なトラブルが起きておることを一つよく御承知をお願いしたいということ、それから現にこれだけの負担をしておるといふことは、これはいろいろ御計算はなさいます、やはり一つのしわ寄せであり、而もこれは人件費に相当するものなんです。で人件費は、事務所

を運営する費用としてこれは是非なくしてはならぬ費用なのであつて、これを起債に持つて行くというふうなことは、これは事実問題として困難であらうし、又この点は或いは将来の問題として相当大きく市町村の財政の上に痛をなすものではないかと我々は考へておるわけなんです。一応この点は一つ事情だけ承つて、まあ別途に意見を持つておりますが、意見を本日は差控えたと思ひます。

それからもう一つ、これは税の問題に關してであります、今回のこの固定資産税について特に農村地帯で問題になつておりますのは、要するにこの評価の額の問題です。聞くところによると、約二割から四割くらい評価を上げられる。それは率は或る程度下げられたけれども、農村全体として四十億ぐらいの負担増加になるのじやないかということをおつておるわけなんです。東京部内のもとも家屋税の際によく例になつておつたのですが、丸ビルのある建物と、市町村の山間地帯の不毛の土地にも相当するような、草の生えるような土地も一つの基準でやられるということに對しての非常な不満がある。土地についてもそうである。例えば中央部におきましては、二、三年前は三千万ぐらいの売買値段のものが現在では殆んど十倍以上に近い三万円或いは六万円というふうな数字になつて、土地の値段というものは非常に都市が上つて来た。然るに一律に二割とか四割の増を見られるというところは、結局今度の税法でし寄せが、この市町村の固定資産税に持つて行かれるのじやないか。而も農村地帯においては四十億というふうな数字が加わるのじやない

かということをお心配しておるわけなんです。この点に對して一つ御意見を承わりたい。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは先ほども財政部長から申し上げましたように、今年の税制では御指摘のように確かに固定資産税の問題があると思ひます。たゞ、たゞ、と考へてみましても、固定資産税は時価を基準にして、この法の建前からいたしまして年々上つて参つておられますし、上つて行くというこのほうが正しい考え方だ、こういうふうに思ふのであります。ただそれを上げて行きます場合に当然税負担が多くなつて参りますからして、それが他のものの上の方、例えば農村で見ますれば、米価がどういふ工合に變動しているかと、そういうことを十分側面的考慮に入れて行きますと、實質的な負担がうんと殖えるという形になつて参ると思ふのであります。したがって上げて行きます場合に一律にという御意見でありましたけれども、一律には上げておりませんので、やはり余計上つておる所はうんと上げておるといふ結果になつておるのです。が、非常な上つておる所はやはりそこまで行かないものでありますから、幾らか實際よりは低目になつておると、それに對しては或いはこの農村などは現実のこの上りよりは率は低いにして、現実に動きからすると、実情に近しいところに出ておると、都市なんかの殊に宅地なんかは相当上げておるが、現実にはもつと高い値段になつておるといふような意味の若干の突情とをそぐわない面があるかと思ひます。まあ極力そういう面は是正をして行くつもりではありますが、

ただ併し農村なんかの場合に非常に突情を無視した評価増を見ておるといふようなことは絶対にないはずでございます。

○島村軍次君 もう一つ直接の關係ではあります、来年度の予算には米価を八千五百四十円に見ておる。ところが大蔵大臣は常にこの二十八年度予算は一万三千五百七十七円だと言つておる。それが予算面で見るとおるの八千五百円、そこで地方に今の固定資産税等にもまあ間接に關係を持つておる。この点は内閣全体として一体この問題に關してどう考へられるか、地方税にもよほどの關係を私に持つと思ふのです。これはまあ御参考までに一つ申上げておきますから、折角長官においでになつたのですから、これらの調整問題についてのそういう意見のあることを十分一つ御承知をお願いしたいと思います。

○小林武治君 私二、三伺いたしたので、この地方財政計画というものは非常に結構にできておりますが、大体これは言つてみれば自治庁の独りよがりでこれを作つておるといふのも、差支えないのじやないかと思ふのですが、例えば節約をこれだけしてももうと、うことが計画に入つておりますが、これらのことが多少地方によつて実行される目途があるかどうか、こういうことを一つ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(後藤博君) 地方団体といふことは、私どもの財政計画を勿論基礎にいたしまして節約を立てるわけでありまして、最近の傾向にいたしましては、財政事情が非常に悪いために我々が考へておるもの以上に、例えば二十八年度であります、それぞ

れの団体、全部じやありませんが、聞きますと相當の節約を、例えば一割とか二割だとかいふふうな上廻つた節約を現在いたしております。まあこの程度の節約なら可能ではないか、すでにやつてしまつておるものも勿論ありますし、可能ではないかと私も考へております。

○小林武治君 これは二十九年年度の例えば経常費の減を出しになつておりますが、この中には人件費がどのくらい入つておるかというふうなことを地方にお示しになつておられますか。

○政府委員(後藤博君) これは経常費の減といふのは人件費と申しますか、旅費及び物件費でありまして、その旅費、物件費の現在財政計画に入つておりますもの、例えば府県は一〇％、そのほか五％というふうになつて、大体こちらのほうの計画の内容も細かく示しております。

○小林武治君 そうすると、人員整理というふうなことにつきましては、中央に準じてどうこうというふうな話がありましたが、これはどういふふうに出されるおつもりですか。

○政府委員(後藤博君) 人員整理につきましても國といたしましては、財政計画上は二十九年、三十年に例えば府県では三・五％の人員整理をやる財政計画になつておる。併しそういう説明をしておきますが、ただ財政計画上は一般職員につきましては先ほど申し上げましたように、整理によつて浮くところの財源と退職金とが、大体同じであるという計算をいたしておりますので、財政計画上から申しますと、そういう整理はお願いしておりますけれども

も、財政計画上の数字の上では整理をしない建前にいたしております。

○小林武治君 私は実はこの自治庁の現在の地位と申しますか、職責というものが非常に心許ない、心細い存在だということをお考えおるのであります。ところがこれにつきまして、ともかく地方財政なりについて自治庁は或る程度心配もしてやるし、又殊に今までは平衡交付金というような制度等によりまして、地方のとにかく赤字を埋めてやる、こういうことになつておるのであります。ところが、赤字というものは極めて相対的なものであつて、余計使えば赤字が出る、従つてこの会計の結果等につきましても現在殆んど何らの監督権もない、こういう状態にあるのであります。ところが、自治庁がいやしくも地方の世話を或る程度してやる、こういう建前からいたしますれば、もう少しこの世話を仕方のいい言ひと申しますか、そういうことをする必要があるのじやないかと思ふのです。そういうふうには思ふのであります。今度地方自治法等の改正案も出るのであります。が、多少そういうふうな考え方を以てやつておるかどうかというところをお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(小林三三三君) ちよつと今の問題でございすが、実は地方自治法の改正案におきましては、そういう点も考慮に入れて今案を練つておるところでございす。現在の程度ではなかく、世話を行き届かんし、目も行き届かないので、せめて目だけ行き届かせる方法があるはせんだらうかというので、その点は研究中でございす。

○小林武治君 要するに私は、よそでもお聞きした話であります。現在地方財政が非常に膨脹するということについては、要するに言葉で言えれば地方がまだそれだけの自治能力が備わらないうちに、いわゆる完全自治の形を与えられたということにも大きな原因があると思ふわけで、私も多少やはりそういう感を持つておるのであります。従ひまして、どうも私は今の自治法の程度では余りに放任、手放しに過ぎるというふうにお考えおるのであります。何れも私は中央集権を言うわけじやありませんが、実情に適するようには、本間に地方の仕事ができるというなら結構であるが、これを或る程度補完するような作用が私はまだ自治庁に必要ではないかというふうにお思ひのであります。ただ自治庁は地方に言われて、足りない／＼と赤字の言ひばかりすると、或いはこれらの元を正せると、こういうふうな態度がこれは職責上乏しいのかも知れないが、そういう態度にあるのは私は非常に遺憾だと思つております。従ひまして、私も地方の能力というものをもう少し勘案されて、もう少し地方財政の世話をするなら世話をするに世話を仕方のいい言ひと申しますか、本間に赤字が出たら赤字の責任を持つというふうなことにして頂きたいと思ひます。又その責任を持つからには、その内容についても或る程度の関与をしななければなりません。現在の状態では極めていい加減なものである。こういうふうにお思ひのであります。その点を自治庁は考えておられますか。

○国務大臣(塚田十一郎君) これはこの問題をどのように御理解願へているということとは、私もとしても非常に有難いのであります。むしろ国会が、全体の空気としては、私もはそういう感じの問題を見るのを越えずそれは自治の侵害であるというように御理解されているのではないかと非常に心配をしながら物をお考えおるのであります。併しそうかといつて決して行き過ぎのないように、行き過ぎには警戒しなければなりませんけれども、地方財政が完全にだん／＼と有つて行くようにして行くということは是非頭に置いて問題を考へて行かなければならぬという意味で、財政、税制、それから自治法全般を検討いたしておるわけでありす。

○堀末治君 先ほど来島村さんと小林さんから大変地方自治の根本問題についてお話があつたんです。私は今ここでお尋ねしたいのは、実は赤字々々というのを若木さんからも二百億だ、三百億だ、乃至五百億だという出ている。それで都道府県並びに市町村で実際に赤字を出している所がどのくらいあるかというお調べがございすか。若しもそれが調べてあつたらそれを我が資料として出して頂きたい。どこがどれだけの赤字になつてゐるという資料を一つ出して頂きたい。そうしてできることならこの赤字は何によつて大体来ているか。いろ／＼制度の欠陥とか、或いは事務の配分とか、税収の不足とかいふ／＼ございすしうけれども、私の一番心配なのは、それらも根本問題ですけれども、いわゆる地方自治として中央政府の余り関与を受けたくないという以上は、どうしてもみづから立つ工夫をしていなければならぬと思ふのです。だから随分やま

しく言われておりますけれども、地方自治体の中には頗る放漫な所もあるのじやないか。こういうことを思うのであります。実は昨年ですか、私も四人で千葉県へ行く途中、津田沼の白鳥町長の所へ寄つて、僅かの間いろいろあそびでお聞きしたのであります。人口二万六千の町だといふのに二十六人の職員で一切をやる。行つて見ると、実に静かにして、仕事があるのかないのかわからないというふうな状況でやつておる。よく聞いて見ると、一人の職員が人口千人を受持つてゐるというわけなんです。戸籍簿本のごときも簡単な機械を利用してさうして手数料でむしる収益を挙げている。こういうふうなことで、それで非常にかつてのいふゆる職員が待遇でもいのかといふと、その待遇も聞いてみたらとところが一萬三千何百の待遇、年齢なんかでいつても私の会社とはほ似てゐるので、案外待遇もよくない。それにもかかわらずさういふふうな静かにやつてゐるというところは私非常にいい例だと感心して帰つたのであります。歸つてからは私の市の旭川市をちよつと調べて見ますと、どうもこれははつきりした数字が出ませんけれども、大体人口三百人について一人の職員がおられる。自治庁のほうにもちよつと聞いて見ましたけれども、これはいふゆるその市町村、或いは都道府県の規模或いは事業量によつて違つてゐる。一概には言えない、こういうことではあります。それはさうだと思ふのですが、でき得ることならはいろ／＼経費の節約等についてでもさういふふうな費目をずつと

調べて見て、さうして自治庁としては、むやみに今の自治法から言へば監督などはできませんし、むやみに関与もできませんし、むやみに、何かさういふ標準的なものを調べて、さうして場合によつたら国会から勧告してやるということとは、これは当然でき得ることだと思ふのであります。さういふ資料を出して頂いて、市としては人口何ほくらゐの所は恐らく職員としてこれくらゐの範囲ならば当然できるのだといふような調査を出して頂く、要するに国会はこれらの資料を検討し、場合にればその放漫な或いは市町村、都道府県知事を呼んで、そのとき厳しい戒告をいたします。こうして緊縮財政をとらなければならぬし、又今の日本の実情からいへばとらざるを得ない実情なんです。先ほど御説明を聞くと、それ／＼大体のあやうな数字を示したけれども、それ以上やつておる所もまあございすし、やつておらない所もある。私もあたりへ陳情に来る極く貧弱な村長さんあたりでもカメラを抱えてさうして東京へやつて来ておる。何のために一体村長さんはカメラが必要かわからない。さうしてその人は、是非自治庁に行つて言つても、自治庁はもう来てもらつても受け付けないというふうなこともあつてゐる。ただおろ／＼とカメラを抱えては先生頼みます、先生頼みますと言つて何日おりましたか、おるという状況、これは誠に無駄なことだと思ふ。思ふのであります。さういふ点についてでも幸いに自治庁はなかく／＼手不足でそこまで行きませんか知れませんか

第六項まで」を「前条第一項、第三項及び第四項」に改め、「当選人を定めることができるものを除く外、」の下に「委員の欠員の数が第百十條第一項にいうその当選人の不足数と通じて都道府県の教育委員会の委員にあつては三人以上、市町村の教育委員会の委員にあつては二人以上に達したときは、」を加える。

第百十四條本文中「第百十二條（長が欠けた場合等の繰上補充）第二項、第五項及び第六項」を「第百十二條（長が欠けた場合等の繰上補充）第二項から第四項まで」に改める。

第百十五條の見出し中「又は委員」を削り、同条第一項に次の一号を加える。

四 教育委員会の委員の場合には、同一の地方公共団体についてのその再選挙又は補欠選挙

第百十六條の見出しを「（議員、委員又は当選人がすべての場合の一般選挙又は定例選挙）に改め、同条第一項中「第百十條第一項（再選挙）」を「第百十條（再選挙）第一項若しくは第二項（選挙の一部無効に係る部分を除く）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育委員会の委員又はその選挙における当選人について、第百十條（再選挙）第一項若しくは第二項（選挙の一部無効に係る部分を除く。）又は第百十三條第四項（補欠選挙）に規定する事由が生じた場合において、委員又は当選人がすべてないときは、これら規定にかかわ

らず、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会、選挙の期日を定めてこれを告示し、定例選挙を行わせなければならない。

第百二十條第一項前段中「（第百十五條第七項（補充委員の場合）に規定する任期終了に因る選挙を含む。）」を削り、同項後段中「市町村の議会の議員の下に、若しくは市町村の教育委員会の委員を加え、」第百十二條（議員の欠員の場合の繰上補充）第一項及び第五項を「第百十二條（議員又は委員の欠員の場合の繰上補充）第一項及び第三項」に改める。

第百五十八條第二項に後段として次のように加える。

前条但書の規定は、この場合に準用する。

第百六十條の見出し中「並びに教育委員会の委員の補充委員及び補欠委員」を「及び補欠委員」に改め、同条第一項中「又は地方公共団体の議会の議員の補充委員は、」を「若しくは地方公共団体の議会の議員の補充委員又は教育委員会の委員の補充委員は、」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。但し、附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の公職選挙法第三十三條第四項及び第二百五十八條第二項の規定によりこの法律の施行の日から起算して二年以内に任期が満了すべき教育委員会の委員の任期は、その任期が満了すべき日の翌

日から起算して、なお二年延長するものとする。

3 改正前の公職選挙法第二百六十條第三項の規定により教育委員会の委員の補充委員となつた者で、この法律の施行の際現にその職にあるものは、改正後の同法第二百六十條第一項に規定する補充委員となるものとする。

4 改正前の公職選挙法第三十三條第四項及び第二百五十八條第二項の規定によりこの法律の施行の日から起算して二年以内に任期が満了することになり行ふべき教育委員会の委員の定例選挙について、改正前の公職選挙法第三十三條第六項の規定によつてこの法律の施行前に行ふべき選挙の期日の告示は、同法同条同項の規定にかかわらず、これを行わないものとする。

5 市町村の設置に因る教育委員会の委員の選挙で、その選挙の期日の告示がこの法律の公布の日からこの法律の施行の日までの間に行為されるものに関しては、改正後の公職選挙法の規定を適用する。

6 教育委員会の委員の再選挙又は補欠選挙で、この法律の施行の際すでにその選挙の期日を告示してある選挙に関しては、なお従前の例による。

7 この法律の施行前に生じた教育委員会の委員の再選挙又は補欠選挙の事由が当該委員の任期が終る前六月以内に生じたものであるため、改正前の公職選挙法第三十四條第二項本文の規定により行わな

いこととされていた再選挙又は補欠選挙で、改正後の公職選挙法第二百六十條第一項第四号又は第百十三條第四項及びこの法律の附則第三項の規定により行ふべきこととなつたものについては、改正後の公職選挙法第三十四條第四項及び第五項の規定にかかわらず、この法律の施行の日を当該再選挙又は補欠選挙を行ふべき事由が生じた日とみなして、同法同条第一項の規定を適用する。

8 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「並びに補充委員及び補充委員」を「及び補充委員」に改める。

9 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四條中「第百十六條（委員又は当選人がすべての場合の一般選挙）を「第百十六條第一項（議員又は当選人がすべての場合の一般選挙）」に改め、同条の表の第百十六條の項中「第百十六條」を「第百十六條第一項」に、「第百十六條第一項」を「第百十六條第一項若しくは第二項（選挙の一部無効に係る部分を除く。）」に改める。

10 農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一條中「第百十條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第百十二條第一項、第五項及び第六項」を「第百十二條第一項、第三項及び第四項」に、同条の表の第百

十二條第一項の項中「当該議員を「当該議員若しくは委員」に改める。第三十一條中「第百十條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第百十二條第一項、第五項及び第六項」を「第百十二條第一項、第三項及び第四項」に、同条の表の第百十二條第一項の項中「当該議員」を「当該議員若しくは委員」に改める。

三月四日本委員会に左の事件を付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案（市川房枝君外一君発議）

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百十二條（出納責任者の報告義務違反に因る当選無効の訴訟）」を「第二百十二條（出納責任者の報告義務違反に因る当選無効の訴訟）」に改める。

第百七條中「第二百五十一條第一項前段（当選人の選挙犯罪の場合）」を「第二百五十一條第一項若しくは第二項（当選人又は出納責任者の選挙犯罪の場合）」に改める。

五十一條第一項又は第三項（当選人又は出納責任者の選挙犯罪の場合）に改める。

第百九十八條但書を削る。

第二百一十一條中「第二百五十一條第一項後段」を「第二百五十一條第二項」に改める。

第二百五十二條を次のように改める。

第二百一十二條 削除

第二百一十七條及び第二百二十條第二項中「第二百五十一條（選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合）」又は第二百五十二條（出納責任者の報告義務違反の場合）」を「又は第二百五十一條（選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合）」に改める。

第二百五十一條第二項中「出納責任者が」の下に「前項に掲げる罪又は」を加え、同項但書を削り、同項を第三項とする。

第二百五十一條第一項後段を削り、同項の次に次の一項を加える。

2 選挙運動を総括主宰した者が第二百五十一條（買収及び利誘導罪）及び多数人利誘導罪、第二百五十三條（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利誘導罪）又は第二百五十三條の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

第二百五十二條第三項を次のように改める。

3 裁判所は、情状に因り、刑の言渡と同時に第一項に規定する者に對し同項の五年間の期間若しくは刑の執行猶予中の選挙権及び被選挙権を有しない期間を、また前項に規定する者に対し同項の十年間の期間をそれぞれその二分の一を限度として短縮する旨を宣告することができる。

第二百五十三條の二第一項及び第二百五十四條中「選挙運動を総括主宰した者」の下に「若しくは出納責任者」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行する。但し、同日前にその選挙の期日が公示又は告示された選挙に関しては、なお従前の例による。

三月五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆）

政治資金規正法の一部を改正する法律案
政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第五章中第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十二條の二 政党、協会その他の団体又はその支部は、左の各号に掲げる会社その他の法人（第六号に掲げるものの場合にあつては前条第一項前段の規定に該当する場合を除く）から寄附を受けてはならない。

一 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金、負担金その他これらに準ずる交付金を交付している会社その他の法人

二 国が直接又は間接に貸付金、利子補給金、損失補償等の財政援助を与えている会社その他の法人

三 国が資本金の全部又は一部を出資している会社その他の法人

四 国が資本金の全部を出資している会社その他の法人から出資を受けている会社その他の法人

五 国が借入金金の元金又は利子の支払を保証している会社その他の法人

六 国又は公共企業体（日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社をいう。）と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である会社その他の法人

前項の規定により政党、協会その他の団体又はその支部が寄附を受けてはならない期間は、同項第一号に掲げるものの場合にあつては、当該交付金の交付を受けた日から一年間、同項第二号から第六号までに掲げるものの場合にあつては、当該各号に規定する事由の存続する間とする。

3 前二項の規定は、政党、協会その他の団体又はその支部が第一項の規定に該当する会社その他の法人を主たる構成員とする団体又はその連合体から受ける寄附について、準用する。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 政党、協会その他の団体又はその支部が第二十二條又は第二十三條の二の規定に違反して寄附を受けたときは、当該政党、協会その他の団体又はその支部の代表者若しくは主幹者、会計責任者その他の責任者で当該違反行為をした者は、三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月六日本委員会に左の事件を付託された。

一、すし業の遊興飲食税軽減に関する請願（第一四九二号）

一、事業税軽減に関する請願（第一四九三号）

一、営業用トラックに對する自動車税軽減の請願（第一五〇〇号）

一、印刷基本美術家の地方税軽減に関する請願（第一五一一号）

一、理容師美容師の特別所得税引上げ反對に関する請願（第一五一七号）

一、自動車税引上げ反對に関する請願（第一五二〇号）

一、簡易旅館等の遊興飲食税軽減に関する請願（第一五二七号）

一、バスの自動車税軽減に関する請願（第一五三八号）

一、バス事業に對する事業税の外形標準課税措置に関する請願（第一五三九号）

一、事業税軽減に関する請願（第一五四〇号）

一、社会教育関係団体の主催事業に對する免税措置の請願（第一五四三号）

一、都市自治体警察存置に関する請願（第一五五七号）

一、営業用貨物三輪車の自動車税軽減に関する請願（第一五八七号）

一、地方税法中一部改正に関する請願（第一五九三号）

一、製氷、冷凍業の電気ガス税免除に関する陳情（第三九九号）

一、都市自治体警察存置に関する陳情（第四〇〇号）

一、公職選挙法第十五条等改正に関する陳情（第四〇一号）

一、合併町村の育成に関する陳情（第四〇二号）

一、地方公務員の停年制に関する陳情（第四〇二号）

一、知事官選制反對に関する陳情（第四一四号）

一、都市自治体警察存置に関する陳情（第四二八号）

一、警察制度改革に関する陳情（第四四〇号）

一、市町村自治体警察存置に関する陳情（第四四二号）

一、公共団体の電気負担増大に関する陳情（第四五一号）

一、不動産取得税反對に関する陳情（第四五三号）

第一四九二号 昭和二十九年二月十八日受理

すし業の遊興飲食税軽減に関する請願 請願者 東京都新宿区角筈一の一 毛利鋼三外十二名

紹介議員 黒川 武雄君

戦後九箇年を経過した今日において、いよいよ抑制を目的として遊興飲食

税の意義は既に喪失している上に、甘味、そば等には五十円の免税点が設置され、同じ大衆的飲食であるすし業者にのみ免税点が設けられていないことはまことに不均衡であり、税負担の過重は業者を困窮に陥れているから、百五十円以下を免税とするよう該税を軽減せられたいとの請願。

第一四九三号 昭和二十九年二月十八日受理
事業税軽減に関する請願
請願者 名古屋市中村区永主町 二の一 川松要治郎
紹介議員 青柳 秀夫君

現行事業税制は、法人経営と個人経営の負担の均衡が極端に不公平であり、零細個人業者の負担が過重であるから、(一)昭和二十八年八月二十五日付自内務省第八八四号「土建関係業種にかかる事業税の課税標準についての通牒に準じ、一般個人商工業者に対しても同一趣旨により勤労分の控除をすること、(二)所得課税で非課税の取扱を受けている者は、国家が租税力なしと認定したのであるから事業税を免除すること、(三)過去において事業税を国税と見做して課税されている者に対しては、その必要経費として当該年度の総理府統計課家計調査の基準によつて、勤労分を控除すること、(四)昭和二十九年年度以後の事業税については、租税公平の原則に基づき、個人の場合でも法人と同じく必要経費(自家労賃)の控除を行うこと等及び中小法人、個人の税率を六パーセントとするよう事業税法を改正せられたいとの請願。

第一五〇〇号 昭和二十九年二月十九日受理
営業用トラックに対する自動車税軽減の請願
請願者 群馬県甘楽郡下仁田町 大字下仁田三八四上信 通運株式会社取締役社長 長 原真二郎外二名
紹介議員 土田 國太郎君

今般政府に答申された税制調査会の税制改革案によると、トラック運送事業は、一般企業同様、法人税、事業税等が軽減されることとなつたが、ガソリン税、自動車税等が引き上げになるため、トラック運送事業者にとっては反つて増税となる矛盾した結果が招来されるから、自動車は税法上認められた事業用償却資産であることを勘案され、自動車税を財産課税の一環として固定資産税と同率課税に改め、普通車(トラック)の標準税率を一合年額六千円程度に軽減せられたいとの請願。

第一五一七号 昭和二十九年二月十九日受理
理容師美容師の特別所得税引上げ反対に関する請願
請願者 名古屋市中区大池町一ノ四五愛知県美容協同組合理事長 坂部証一

理容師、美容師は、商業理念に基づく事業ではなく、手間料金を受ける業であるから、本業者に対する特別所得税の税率を引き上げることなく現行通りすえ置かれたいとの請願。

第一五二〇号 昭和二十九年二月十九日受理
自動車税引上げ反対に関する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ三全日本自動車用自動車組合連合会内 満尾 君亮

政府は、税制の改正に当り、自動車税を大幅に引き上げるように聞か、このことは国勢の伸長を阻害するものであり、かつ自家用車と営業用車と区別することはまことに不合理な措置であるばかりでなく、現行税率さえも高率であるから、自動車税の是正を図られたいとの請願。

第一五二七号 昭和二十九年二月二十日受理
簡易旅館等の遊興飲食税軽減に関する請願
請願者 東京都新宿区新宿四の六三全日本簡易旅館組合連合会内 松井修一郎

遊興飲食税によれば、一回百円以下の飲食については、免税の特典があるにもかかわらず、細民の住宅的宿泊料にその特典がなく、全国に四十万人といわれる安宿利用の下層階級の人々の負担となる税がとりたてられていることは、はなはだ遺憾であるから、一人一泊百円以下の宿泊料金に対しては免税とせられたいとの請願。

第一五三九号 昭和二十九年二月二十日受理
バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願
請願者 東京都台東区五条町三 京成電鉄株式会社取締役社長 吉田秀弥

遊興飲食税によれば、一回百円以下の飲食については、免税の特典があるにもかかわらず、細民の住宅的宿泊料にその特典がなく、全国に四十万人といわれる安宿利用の下層階級の人々の負担となる税がとりたてられていることは、はなはだ遺憾であるから、一人一泊百円以下の宿泊料金に対しては免税とせられたいとの請願。

第一五四〇号 昭和二十九年二月二十日受理
事業税軽減に関する請願
請願者 東京都千代田区神田佐久間町三ノ三七東京小宛酒販売組合内 広川 弘輝

この請願の趣旨は、第一四九三号と同じである。

第一五四四号 昭和二十九年二月二十日受理
社会教育関係団体の主催事業に対する免税措置の請願
請願者 横浜市南区清水ヶ丘三 四 碓井悦子

全国地域婦人団体の現況は、団体数一万一千余、会員数約六百二十万人に達し、全婦人有権者数の約二十六パーセントをしめており、これら団体の動向は、平和的文化国家建設に至大の影響を与え、各地域における婦人の向上、

遊興飲食税によれば、一回百円以下の飲食については、免税の特典があるにもかかわらず、細民の住宅的宿泊料にその特典がなく、全国に四十万人といわれる安宿利用の下層階級の人々の負担となる税がとりたてられていることは、はなはだ遺憾であるから、一人一泊百円以下の宿泊料金に対しては免税とせられたいとの請願。

地域社会の建設に貢献するところ大であるにもかかわらず、その活動資金獲得の方法として主催する催物に対して課税されるため、活動は思うにまかせず困難をきたしているから、地方税法第七十八条第二項にかける「政令で定めるもの」の中に、社会教育関係団体である婦人団体を加え、婦人団体の主催する事業に対する入場税の取扱いを、学校、公民館等と同等にし、なお映画上映の場合の入場税についても同等とする等の免税措置を講ぜられたいとの請願。

第一五五七号 昭和二十九年二月十二日受理
都市自治体警察存置に関する請願
請願者 名古屋市中区下堅杉町一の一 馬場いよ外十三名

紹介議員 赤松 常子君
今回政府は、都市自治体警察を廃止して、中央集権的色彩のある府県警察に吸収せしめようとしているが、地方自治権の擁護と、地方分権的民主警察確立のため、都市自治体警察を存続せられたいとの請願。

第一五八七号 昭和二十九年二月二十三日受理
営業用貨物三輪車の自動車税軽減に関する請願
請願者 東京都新宿区四谷一の一 全日本小型運送協会
連合会内 北条秀一

紹介議員 千田 正君
営業用自動車は道路運送法その他の法規により、特別な義務を負い、その経営上に及ぼす負担も多大であるが、とくに三輪トラック業は他の業種にく

らべて競争が激しく、運賃は下降傾向にあるため、企業安定を図り得ない現状であるから、営業用貨物三輪車の自動車税を現行税率より三割軽減せられたいとの請願。

第一五九三号 昭和二十九年二月十四日受理
地方税法中一部改正に関する請願
請願者 高知県香美郡養布町長 北村春清外十三名

紹介議員 寺尾 豊君
発電事業によつてうける地元住民の精神的物質的損害はじん大であり、地方自治もまたその存立を困難にされている現状であるから、地方税法第三百四十八条第一項に該当する団体が行う発電施設に固定資産税を賦課し得るよう地方税法を改正せられたいとの請願。

第三九九号 昭和二十九年二月十八日受理
製氷、冷凍業の電気ガス税免除に関する陳情
陳情者 東京都中央区明石町一二 日本冷凍事業協会内 山田庄助

今回の地方税法改正案によると、私鉄、銅、鉛、亜鉛その他の業種が電気ガス税の免税の対象として取り上げられているが、製氷、冷凍は原則構成中電力料の占める割合、基幹産業である点、一般大衆の食生活に重大な影響ある公益性を帯びている点、輸出品類に重大なる関係がある点、政府の育成事業である等の諸点から見て前記指定業種に何らそん色ない業種であるにもかかわらず免税業種目から除外されていることは不合理であるから、製氷、冷凍

業に対しても電気ガス税を免除せられたいとの陳情。

第四〇〇号 昭和二十九年二月十九日受理
都市自治体警察存置に関する陳情
陳情者 名古屋市中区下堅杉町一の一 馬場いよ外十三名

地方自治権の擁護と、地方分権的民主警察確立の立場から、あくまでも都市自治体警察が存続するよう取り計らわれたいとの陳情。

第四〇一號 昭和二十九年二月十九日受理
公職選挙法第十五条等改正に関する陳情
陳情者 福井県議会議長 長谷川清

公職選挙法第十五条第一項において県議會議員の選挙区は郡市の区域によると定められているが、第二項においてその区域の人口がいちじく少くは数区域をあわせて一選挙区を設けることができることになっている。しかしこの第三項の規定は、同法施行令第四條によつて制限せられており、数区域を合せて一選挙区を設けることはきわめてまれであるから、この人口に基礎を置く選挙区の変更に関する規定を全廃し、恒久的な制度として県条例の定めるところにより数区域をあわせて一選挙区を設定できるように改正せられたいとの陳情。

第四〇二號 昭和二十九年二月十九日受理
合併町村の育成に関する陳情
陳情者 福井県議會議長 長谷川清

昨年九月町村合併促進法が制定せられ

て以来政府の積極的促進策によつて町村の合併は漸次その実現を見つつあるが、昭和二十九年年度の予算案にみられる財政の緊縮政策と相まつて、新町村建設計画の実施促進のため国が行う措置に對し非常な危懼を抱かせるものがあるから、合併町村の育成のため、(一)当分の間財政援助をすること、(二)町村合併に伴う町村の一部事務組合(とくに中学校組合)については、なら法的な手続を要せずして、その一部組合を存続させるよう特例を設けること、(三)新町村建設計画の実施促進に對しては、促進法の主旨にのっとり、諸事項に係る財政援助を優先的にすること、(四)合併町村が行う産業の開発に對しては、政府は最低利の融資をすること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第四〇一號 昭和二十九年二月二十日受理
地方公務員の停年制に関する陳情
陳情者 山口県議會議長 二本謙

窮迫せる地方財政と地方制度改革等により、終戦以来の就職難はいよいよその極に達した現状において、社会政策の上これらあい路の緩和を計るため、教育公務員特例法及び地方公務員法を改正して適正なる停年制を設けられたいとの陳情。

第四〇二號 昭和二十九年二月二十日受理
知事官選制反対に関する陳情
陳情者 山口県議會議長 二本謙

最近、知事官選制についてとかくの論議が行われ、政府においてもその意向

があるように察知され、さらに行政簡素化を理由に市町村のみを普通地方公共団体とし、府県は中央の出先機関とするともに府県の事務はできる限り市町村に移譲すべしという議論があるが、かかる議論は憲法をい曲し現在の府県の性格を認識しないであつて、かかる反動的中央集権的制度的復活には反対であるとの陳情。

第四〇四號 昭和二十九年二月二十日受理
都市自治体警察存置に関する陳情(八通)
陳情者 三重県四日市市議會議長 山本三郎外七名

この陳情の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

第四〇八號 昭和二十九年二月二十日受理
市町村自治体警察存置に関する陳情
陳情者 福岡県柳川市議會議長 江口英一

政府は現行の国家地方警察及び市町村自治体警察を廃止して、府県及び大都市単位の自治体警察を設けようとする意図している由であるが、これは地方自治の本義を尊重する憲法の精神に反し、かつ過去六箇年有余にわたる自治体警察の功績を無視して民主警察制度を根底からくつがえすものであるから、府県及び大都市単位の自治体警察の設置に反対であるとの陳情。

大都市警察存置を要望しているが、警察が府県に一本化された場合は特に五大都市に警察を認める必要がなく、もしこれを認めると治安責任が不明確となり、能率が低下し、しかも経費その他の面で無駄が多くなることは明らかであるから、府県警察一本化のため特に考慮されたいとの陳情。

第四四一号 昭和二十九年二月二十三日受理

市町村自治体警察存置に関する陳情
(一通)

陳情者 富山県新湊市議会議長
石黒政次外二十九名

この陳情の趣旨は、第四二八号と同じである。

第四五一号 昭和二十九年二月二十三日受理

公共団体の電気起債わく拡大に関する陳情

陳情者 北海道知事 田中敏文外
二十七名

国土総合開発の国策にそつて各府県においては総合計画のもとに、府県営電気開発事業を推進してきているが、今回の政府予算抑制の強行により、その公共事業費は相当の削減を余儀なくされ、電気事業債においても百億円に制限されようとしているため、電気開発事業は危機に直面し、府県財政上ゆゆしき事態を招来しようとしているから、電気起債額を六十億円以上増加せられたいとの陳情。

第四五三号 昭和二十九年二月二十三日受理

不動産取得税反対に関する陳情

陳情者 東京都港区芝海岸通一の
二五社団法人全日本不動産協会長 五島慶太
現在不動産に関する税金は、固定資産税、不動産譲渡所得税及び不動産登録税の三種であるが、不動産取得税(五十万円以上の土地に百分の三の課税)が創設されると実に四重の税金が課せられることになるため、高騰を続けていく土地価格はさらに高くなり、ますます入手困難となつて住宅建設を全面的に阻害する結果をきたすから、不動産取得税の創設に絶対反対であるとの陳情。

昭和二十九年三月十八日印刷

昭和二十九年三月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局